

第 14 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 14 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成 21 年 11 月 12 日（木）9：30～11：30

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料自給率について
 - ・説明
 - ・意見交換

3. 農業の 6 次産業化について
 - ・説明
 - ・意見交換

4. 食料・農業・農村白書について
 - ・諮問
 - ・説明
 - ・意見交換

5. 閉 会

午前9時30分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第14回の企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、森野委員と吉川委員が所用により欠席されております。出席委員は私を含めまして12名となっております。

なお、本日の企画部会は公開されておまして、一般公募や報道関係の傍聴の方々が60名ほどお見えです。

本日の会議は11時30分までを予定しております。委員の皆様におかれましては、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事の方に入って参りたいと思います。

なお、前回、郡司副大臣の方からお話がありました「民主党政政策集 INDEX2009」につきまして、委員の皆様のお手元に配布させていただいておりますので、今後のご議論の参考にしていただければと思います。

それで、本日の議論の進め方ですが、冒頭に食料自給率についてご議論をいただきたいと思っております。食料自給率につきましては、来年の1月に議論する当初の予定となっておりますが、前回の企画部会におきまして、農業・農村の将来像をしっかりと整理すべきという意見が多数出たこと、また、食料自給率が各施策の議論を行う際の土台になる課題であることを踏まえまして、まず冒頭に食料自給率のご議論をお願いしたいと思います。

なお、自給率の具体的な水準に関する議論については、各施策の在り方の評価を踏まえて、来年に行いたい、そういうような予定で考えております。

本日は、佐々木政務官にご出席いただいております。政務官は国会審議への対応のため、概ね10時50分を目処に中座されると伺っております。従いまして、議事の順番を若干変更させていただきまして、まず政務官から食料自給率の検討方向等についてご発言をいただいた後に、基本計画の議論の前に、議事次第の4番目にあります食料・農業・農村白書の諮問を行っていただくことにしたいと思います。

では、佐々木政務官の方からよろしくお願いいたします。

○佐々木政務官 おはようございます。農林水産大臣政務官の佐々木隆博でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。座って提起をさせていただきます。

今、座長の方からもお話がございましたが、食料自給目標というのは、農政上の最も基礎となる指標でありますので、民主党のマニフェストにおいても自給率目標に関して記述をさせていただいております。皆さん方のお手元に抜粋で届いているというふうに思います。

私自身も農業をやっている人間でありますけれども、農業というのは、私はその生業というものを通じて、自給率あるいは安心・安全、あるいは国土を守るという意味での環境や6次化、こういったものに貢献していくというのが、私は農業だというふうに思っております。食料自給率というのはそういう意味でも大変重要であるというふうに思っているところであります。

個別の品目の生産をどの程度にするか、あるいはまた、そのための施策をどのようにするか、そういった議論を積み重ねていただいて、その結果としての目標数値を決めていくということによって、初めて説得力がついていくことができるのではないかと。今までも自給率目標というものはなかったわけではありません。ありました。しかし、そのプロセスが必ずしも明確ではなかったのではないかと。そういった意味では、品目毎の自給率目標と、それから施策というものが相俟って、しっかりとした政策になっていくことができるのではないかと。

このために、本日はまず、食料自給率に関する資料を説明させていただきたいというふうに思いますが、皆さんのお手元に抜粋が入っていると思いますので、それをご参照いただければというふうに思うところであります。さらにまた、INDEX の抜粋も同じように入っておりますので、是非ご参照いただければというふうに思っております。マニフェストの方では、「地域主権」というところに、「戸別所得補償制度」の創設により、農業を再生し、食料自給率を向上させます。」というふうになってございます。

それから、政策集 INDEX の方ではありますが、「国家戦略目標としての食料自給率向上」ということを掲げてございまして、10年後に50%、20年後に60%を達成するということを目標として掲げさせていただいているところであります。

本日は、その食料自給率のご論議を是非とも深めていただいて、そしてその後、しかるべき時期に食料自給率の目標水準について、当部会においてご議論いただくことを想定しているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明も踏まえて、後ほど食料自給率についてさらに事務局の方からの資料説明、それからご議論をいただきたいと思いますが、まず、農業白書につきましての諮問の方をお願いいたしたいと思います。

白書につきましては、審議会令等におきまして当部会で審議することになっておりますので、今回は審議会会長に代わりまして企画部会長の私の方で諮問をお受けしたいと思えます。

それでは、佐々木政務官の方から諮問をお願い申し上げます。

○佐々木政務官 それでは、赤松大臣に代わりまして、私の方から諮問内容を読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会会長

林 良博様

農林水産大臣

赤松 広隆

平成 22 年度食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法第 14 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(諮問文の手交)

○佐々木政務官 よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 承知いたしました。謹んでお受けいたします。

それでは、ここでカメラの方にはご退席をお願いいたします

(カメラ退室)

○鈴木部会長 ただいま諮問がございました白書につきましては、これも後ほど議論することになっておりますので、引き続き食料自給率の方の議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局の方からの資料の説明をお願い申し上げます。

○食料安全保障課長 食料安全保障課長の大澤でございます。よろしくお願いたします。

資料1をご覧いただきたいと思います。1ページ開けていただきまして、1ページはこの企画部会におきます食料自給率をめぐるこれまでの議論、それから本日のテーマとさせていただきます。整理させていただきます。

これまでの企画部会におきましては、2回食料自給率に関する資料を提供し、議論をしていただいたというふうに理解しております。

まず2月に、品目別に目標値の達成状況はどうかという資料をお出しいたしました。それから8月には、食料自給率の概念について、様々な論点もございますので、それについての検証をいたしまして、今までの食料自給率の考え方を基本としながら、補完的に、例えば農業生産力との関係はどうかということについても検討を行っていかうというご示唆をいただいたと理解しております。

その検討につきましては、現在、鈴木部会長に、他の農業経済学者、一般経済学者の方々を選んでいただきましてご議論いただき、その上で今農林省の中で検討しているところでございます。もう少し時間がかかりますので、またこれは次回以降にご説明したいと思います。

今回の企画部会における議論といたしましては、佐々木政務官からの非常に重要な問題であるという、基本的な問題ということを受けまして、個々の政策課題の議論に入る際踏まえておくべき基本的な点として、まず、食料自給率、当面カロリーベースをとりあえず対象にしておりますが、1%向上させるためにはどの品目毎にどういう程度の増産が必要で、これが消費に結びつくための重要課題は何かについて、そういうことを整理した表を用意させていただいております。これをもとに、どういう課題があるのか、どの品目をどの程度増産可能性があるのか、また消費可能性があるのかという議論を本日はいただければと思っております。

その後、個別の政策課題、本日も6次産業化等の資料がございますけれども、個別の政策課題毎の議論を行った後に、農林省としても内部的に色々、本日の議論も踏まえながら検討をいたしまして、その後に品目別の目標生産数量と食料自給率目標についての具体的な検討に入っていきたいというふうに考えております。

次に、試算の考え方でございます。2ページでございますが、1番は先ほどお話したとおりでございます。これは単純な試算でございますので、与件が色々変わる場合はまた今後の議論ということでございます。

それから、試算実現のための色々な環境整備でございますが、マニフェストにもございましたように、戸別所得補償制度など、生産面での政策的支援というのがまず前提となるかと思いますが、その他にも、消費者が実際に国産食材の消費量を増大させることができるような環境整備、こういうものが必要だと思っております。

生産面、加工・流通面・消費面、総論的にここに書いてございますが、個別には次のページの表を見ていただければというふうに思っております。

3ページがその試算結果でございます。とりあえず主要な土地利用型作物につきまして整理させていただいております。それぞれの品目毎に、国内生産量、それから単収、それから作付面積、これが現状編でございます。

その次の欄が、食料自給率を今の単収等を前提にした場合に、米なら米、個別品目だけで1%向上させるためにどれだけの増産量が必要かということ整理してございます。

その後、その増産量を、それこそ現在の単収を前提に、必要な追加作付面積はどういうところになるのか、それは現在の作付面積と比べてどの程度の割合になるのかというものを、品目毎に整理してございます。その後色々な主要課題について整理しております。

まず、米につきましては3パターン用意してございます。最近、新規需要ということで米粉用米あるいは飼料用米というものができておりますので、それらにつきましては別立てをいたしまして、最初にそれらを除いた米について書いてございます。

現在の国内生産量は882万トン、それから単収が10アール当たり530キロで、1%向上させるための増産量はプラス34万トン、これは国民1人当たりの1年の消費量ですと、年間2.5キロプラスすることに相当いたします。

そのための生産・流通・消費面における主要課題といいますと、こちらの場合には、生産調整を行っているという現状等も踏まえますと、むしろ消費面における課題というところが一番の問題、課題になるかと思っております。様々な需要の掘り起こしをきめ細かく行っていくというのが課題かと思っております。

それから、米粉用米につきましては、現在1万トン弱でございます。単収につきましては、ここと飼料用米につきましては、これは現状というよりも、注の1にございますように、これは今の多収米品種を作付面積全体で導入すると仮定した場合の数字でございます。ここは現在の生産量が非常に少ないものですから、ここだけは単収についてはそういう数字を使わせていただいております。こちらにつきましても食料自給率を向上させるために

は同じように 34 万トンが必要となりますが、単収が違っておられますので作付面積は多少少ないということになっております。

生産・流通・消費面における課題につきましては、まず、米粉の優位性を発揮し得るような需要の開拓や商品開発というものが行われる必要がありますし、それから需要が大きくなって参りますと、それをどう製粉していくのか、それからそれをどういう流通経路を持っていくかという加工・流通面での対応についても、現状が大分変わっていきますので、必要になってくるかと思っております。

飼料用米につきましては、同様に現在の多収米品種の単収をもとに色々推定しております。1%向上させるための増産量につきましては311万トンと非常に大きくなっております。これにつきましては注の4に書いてございますが、最終的に畜産物を消費するという形で消費者の口に入りますので、食料生産そのものと比較して飼料生産が自給率に与える効果、これを色々計算しますと10分の1程度であろうと思っております、それをもとに試算したものでございます。これになりますと、現在の水稻作付面積の29%に相当することになります。

もちろん、この単収について、今の段階のものでございますので、課題といたしましては、多収米品種をさらに普及し、高単収を実現できるかどうかということが第1の課題になろうかと思っております。それによって必要増産量、追加作付面積が変わってくるわけがございます。

それから、産地と畜産農家、配合飼料メーカー等とのマッチング、流通体制の確立ということも課題になろうかと思っております。

小麦につきましては、同様の試算をいたしますと、食料自給率を小麦だけで1%増産させるためには、39万トンということで、9万ヘクタールということで、現在の作付面積の44%に相当する面積拡大が必要になって参ります。

ここは生産面・消費面・流通面様々な課題があると思っております、まず、国産シエアが小麦の用途として非常に低いパン、それから中華めん用、こういうものの小麦の生産拡大、品種の開発等も含めまして課題がございます。それから水田二毛作の広範な導入、それから国産めん用の小麦のパン、菓子用への使用による需要拡大、これは注の5にございますように、当面、外国産麦に比べて品質が劣るという問題がございますので、そういう問題の解決も含めて課題だと考えております。

大豆につきましては、同様に増産量をやりますと、現在の生産量に相当する 26 万トンの増産が必要になります。

課題といたしましては、こちらも使いたいという要望はかなりあるわけですが、安定的に供給できないという課題がございます。その安定供給体制の構築に向けて、単収向上・安定化に資する新技術の普及でありますとか、契約栽培による安定的な取引関係の構築等が必要になってくると思っております。

以上が主な資料でございますが、参考として食料自給率の推移、これについての説明は省略いたします。

それから、今年の 8 月の企画部会の後に発表になりました平成 20 年度の食料自給率につきまして、その変動要因をカロリーベース、生産額ベースでそれぞれまとめた資料でございます。

カロリーベースにつきましては今 1 ポイント上昇しまして、41 %となりましたが、生産量の増加の他、今年は国際価格の高騰により一部農産物の輸入量が減少したというところが変動要因として新しいところでございます。下の品目別のところの赤い欄のところは特に注目すべき動きかと思っておりますが、生産量の増加につきましては、大豆、砂糖類、それから輸入量の減少につきましては、特に畜産物、油脂類、こういうところが影響をしております。詳しい説明は省略いたします。

生産額ベースにつきましては、1 ポイント前年度から減少しまして 65 %となったものでございます。減少要因といたしましては、生産面としては、みかんの裏作、りんごのひょう害というところ、それから消費面におきましては、国際的な穀物価格の高騰により、飼料等の輸入額が増加したというところが結果的に分母を大きくいたしまして、分母が大きくなりましたので自給率としては低下したということでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初の佐々木政務官からのご発言と、今の資料のご説明を踏まえまして、これから自給率についてまず議論をしていただきたいと思います。既に何回か自給率についてはご議論いただいて、様々な論点、また見解の相違も既に出ておったかと思っておりますが、そういう点、今回またお出しいただいて結構でございますので、委員間での意見の違いも踏まえて、委員の間でのご議論もお願いしたいと思います。その上で、何人かご発言いた

だいた後、必要に応じまして佐々木政務官の方からのコメント、回答、あるいは農水省の方からのコメントをいただきたいと思います。

では、どなたからでも結構ですので。はい、古口委員どうぞ。

○古口委員 まず、議論に入る前に、先日も私お聞きしたのですが、この審議会は、今日も民主党のマニフェスト、政策集が配布されておりますけれど、これに拘束されるものなのか、それから、先ほど佐々木政務官の方からありましたけれども、10年後に50%目標、20年後に60%目標、それを目標にしてこの審議会の中で議論をせよということなのかどうか、そのことについてまずご質問したいと思います。

○鈴木部会長 この点については最初にお答えを願えますでしょうか。

○佐々木政務官 拘束というふうに言われると拘束をするものではありませんけれども、我々はこのマニフェストを提示して皆さん方に選挙をしていただいたという立場からいえば、できるだけこれを実現したいという気持ちはあります。

○古口委員 なぜそういうことを聞くかといいますと、私どもは前の政権の時にも、別にこういうようなものを示されたことはありませんでしたし、それから前の政権にも随分批判的なことも申し上げて参りました。おかしいことはおかしいと言っていました。ですから、マニフェストに拘束されるとすると、この審議会自体の意味が変わってくるのではないかと私は非常にそれを心配しています。確かに民主党のマニフェスト、これを選挙で国民の信を得たということをおっしゃいますけれども、全ての政策がそうなのか。あるいは本当の議論をした上での信任だったのか。いずれにしろ、この審議会は自由な議論をして、変えるところは変える、直したいだけのところは直していただけるような答申をして、それを民主党が、現政権がどう受け取るかは自由ですけれども、私どもはやはり、ここでそういった形で拘束されることなく進んでゆくべきだと考えています。

○鈴木部会長 ご意見ありがとうございます。

佐々木政務官からもご説明ありましたように、自由な議論を拘束するものではないということで、ここでは、マニフェストは非常に重要なベースになりますが、それを色々な形で議論し、肉付けをしていくとか、あるいは今古口委員からおっしゃいましたように、それについてさらに色々考えるべき点があれば、それは重要なこの審議会としての意見として出される、そういうふうな自由な議論をしていただく場であることには、これまでどおり変わりがないということをご理解いただければというふうに考えております。では、

これに関連して何かございますでしょうか。

では、自給率の議論に進めさせていただきたいと思います。

○茂木委員 JA、全中の茂木でございます。食料自給率につきまして若干ご意見を出させていただきますたいと思います。

政府・民主党はマニフェストで戸別所得補償制度の創設による農業の再生と食料自給率の向上を、そしてまた政策集 INDEX2009 におきましては、食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として食料自給率を設定する、こんなふうに明記がされております。

マニフェストで食料自給率は 10 年後には 50 %、そしてまた 20 年後には 60 %を達成することを目標とすることの記述、そして食料自給率向上に今まで以上に取り組む、私どもこんなふうに理解をいたしております。

食料自給率を向上させるためには生産拡大が必要であるわけでございます。資料の試算を見ましても、自給率の 1 %向上には大変大規模な増産と農地が必要だと、こんなふうに私ども思っておるところでございます。

JAグループでは、私ども第 25 回の JA 全国大会におきまして、地域水田農業ビジョン、そしてまた JA 地域農業戦略の策定を通しまして、新たな政策に対応した担い手作りと地域・品目別の生産・販売戦略の構築を決議いたしましたところでございます。

農地の有効利用につきましては、JA が自ら農業生産法人を設立いたしまして、地域の耕作放棄地を引き受け活用したり、農地保有合理化事業により地域の農地の面的集積を進めたり、農地の確保に取り組んでおり、こうした生産現場の取組を支援する施策の確立が大変必要だと、もう既に大分取り組んでおる JA もあるわけでございますので、是非ともそんなことをお願いしたいなど、こんなふうに思うわけでございます。

22 年度から、米をモデルに戸別所得補償事業が展開をされるわけでございますが、水田農業の振興のため、計画生産メリットとしての十分な補償水準の設定に加えまして、地域・銘柄によって生じる収入の下落に対する所得確保対策の構築など、地域毎の販売価格や生産コストの違いを踏まえた対策が大変必要であると、こんなふうに思います。

また、米粉用の米、そしてまた飼料用米などの新規需要米や、麦そしてまた大豆などの主食用の米以外の作物につきましては、地域に合った作物生産の振興のため、地域の取組実態に応じて、地域が主体的に取り組める仕組みが必要ではないのかなど、こんなふうに思います。

自給率につきましては以上のご意見を申し上げます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは藤岡委員をお願いします。

○藤岡委員 先ほど政務官からもお話しあったように、将来に向けて高い目標を設定しているということで、非常に評価するわけですが、日本の自給率の一番低い原因といたしますか、いわゆる畜産用のエサとか、それから先ほどの3ページにありますように小麦、大豆、これらが著しく低いわけですので、今までも小麦・大豆転作ということで、それなりの転作奨励金なりを与えて生産を奨励してきたわけですが、今回の戸別所得補償の中で水田利活用自給向上事業というのがあります、ここにも例えば新規需要米が8万円とか、麦、大豆が3万5,000円とかという制度がありますが、現場の声をちょっと聞いてみますと、今まで麦、大豆に一生懸命生産拡大をやってきた。排水対策なり、あるいは土地の集団化なりをして、それ相当の設備投資をしながら大豆の生産に頑張ってきたというところが結構あるわけですね。これは集落営農も含め、個人・法人も含めです。

ところが、これは確定ではないでしょうけれども、今の助成の単価を見ますと、新規需要米に比べてこの麦、大豆に対するあれが非常に低いのではないかという現場の声が多いわけです。今まで集団化で進めてきた大豆作が崩壊してしまうのではないかという危険性があちこちから聞こえてきているということ、それと、地域で単価を設定できるその他作物1万円というのがありますが、もう少し地域あるいはその地方によって、大豆作が適地のところもたくさんあるわけです。従ってそういうところに、地域の裁量によってある一定の加算なりができるような仕組みがあれば、いずれ将来的にそれが適地適作に変わっていくのではないかと。

そういうことを考えると、これからまた議論の余地があるでしょうけれども、水田利活用自給力向上事業の助成単価の精査がいま一度必要じゃないかなという感じはします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、先に荒蒔委員。

○荒蒔委員 今日まず非常に根本に立った議論ということでお話をいただいているので、自給率について私が感じるところを申し上げます。例えば去年のデータを見ると、自給率は1%も自動的に上がっているというか、色々な外的要因で上がっている。しかし生産額

ベースでは下がっている。これは世界の色々な情勢とか気象条件とか、そういうことで動いてくるわけで、本当に上げていくというトレンドを作るためには何が大事かということをも1回ここでじっくり考えてみる必要があると思います。

1つは農政、農業振興策という、作る側の活性化という考え方、それからもう1つは消費者というか、実際に食べる国民の視点、国民が何を望み、何をきっかけにして食品を選択し、どういうものを食べようとしているかという消費者視点と、この2つの視点からアプローチをしていかないと、長期的に自給率を上げるということはそう簡単じゃないのではないかと。

今日、参考資料の中で、例えば米だったらこう、小麦だったらこうという、非常に理論的な数字をおっしゃったわけですがけれども、これは理解できます。しかし、実際に世の中で起こるケースでは、他の動きを全く止めて1つだけ動かすということはありませんので、複合的な結果になってくると思う。私は作る側の視点と消費者の視点と両方噛み合わせたときに、さっき藤岡さんもおっしゃっていましたが、畜産飼料というものをどうするかということと、食用油というもののオリジンをどうするかという、それからもう1つは、特に大豆に関して言えば、その大豆油の視点もあるし、そのまま食べるという視点もある。GMOというものに対する消費者視点の動きとか、作る側と使う側、買う側というものの両方の視点を並行して動かしていかないと、長期的に1%/year という形での情報トレンドというのは多分形成できない。

その辺について、農林水産省の審議会ですから農業生産、農政ということで議論することについてはよく分かるのですが、消費者視点をどういうふうに変えていくか、国民の関心というものをいかに自給というものに対して向けていくかというしっかりしたアプローチが要るのではないかという印象を持っております。

○鈴木部会長 重要なご指摘ありがとうございます。

平田委員の方が先に手を挙げられていましたかね。もう順次、今手を挙げられた方、お願いします。

○平田委員 失礼します。

今ご説明ございましたけれども、50、60 というのは非常にハードルの高い数字ではありますがけれども、地球規模で考えた場合は、日本としてはどうしてもやっていかなきゃいけない。将来の子供たちのことも考えてやっていかなければいけない適正な目標であると

いうように私は思います。

その中で、今回1%向上させるための資料を出していただきましたが、これも非常に参考になりますし、一番大切なことはやはり適地適作ということがございます。ですから、全国一律ではなくて、各県、年別とか、そういったはっきりとした、正確なものは難しいと思いますけれども、やはり目標設定ということが非常に大切だということに思います。

それともう1つの視点として、いくら作ってもやはりそれを消費しなきゃならないという問題がございます。そういった点で最近テレビ、新聞等で非常にこの食料問題というのがたびたび大きく取り上げていただいております。そういう点で非常にいいかなというように思いますけれども、やはりここで国民的なコンセンサスとして、はっきりと、そういった自給率向上が、今国際的に飢餓人口が10億人にも達しているような中で、日本だけがいい思いをするということは許されないということをしかりとメッセージを出す必要があるというように思います。

それともう1点、一番問題は、やはりそういった食料生産はいいのですが、それは誰が作るかという問題があるわけですね。実際には、今農村には少子高齢化でこれを担っていく人材がいないわけです。特に若い方々が今後担っていくようになると思うのですが、若い方々にとって魅力ある農業というものを、農業なり漁業もそうですが、そういったものを構築していかないとこれは絵に描いた餅になってしまうというように私は思います。その辺のところをしっかりと、今度所得補償方式というものがございますので、そういうものを含めて、やはりそういったものを作っていく必要があるというように思います。

それともう1点、小麦なり大豆なり飼料米なりございますが、そういった面で品種改良とか、かなり不適地なところで作っていくということもございますので、そういった栽培技術の向上ないしは平準化といいますか、生産者間の格差が非常にありますので、そういったような技術的な面の新しい開発なりサポートなり、そういったことを今後進めていく必要があるのではないかなというように思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員、深川委員、松本委員の順で、それから岡本委員お願いします。

○合瀬委員 政務官がいらっしゃるので、せっかくですから1つちょっとお聞きしたいのですが、今回の戸別所得補償と、それから一緒におやりになります水田利活用事業ですか、

5,700 億円ぐらいのお金が概算要求として提出されていると思うのですが、これでどのくらい自給率が上がることを想定していらっしゃるのか。マニフェストには 10 年後に 50 %、それから 60 %というふうに書いてありますので、それとリンクしているのかどうか、そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あとは、先ほど荒蒔委員なり藤岡委員がおっしゃったように、作る視点よりもどう使うかの方がすごく重要だと思います。そういう意味から言いますとこの 3 ページの食料自給率を 1 %向上させるための増産量について、沢山幅を取って書いてありますが、むしろ重要なのは一番右の方の「生産・流通・消費面における主要課題」でし。ここのところをどういうふうを実現するかというところをきちっとやらないと、いくら作っても結局はまた補助金で処分することになりかねないので、そのところをキチンと考えていただきたいということでもあります。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では深川委員お願いします。

○深川委員 前回欠席させていただいたので、もう既になされた議論かもしれないのですが、私、別のところでマニフェストの専門家評価というのをやっております、全然関係ない経済外交のところをやっていたのですが、全体として見ますと、結局審議会でできる話というのは、多分色々な専門的知見をもった方が来られているので、政治家が選挙というものを目指して出してこられたマニフェストとの間に、全く同じだったらこの国は異常だと思うのです。何かしら齟齬はあってしかるべきだと思うのですけれども、まず、マニフェストの中にも出てきている食料自給率とそれから食料安全保障という概念をちょっと整理して考える必要があると思うのです。

国民にとって一番必要なのは食料安全保障であって、全部自給することには私はあまり意味がないと思っているのです。

あともう 1 つ、今日の自給率の資料の中の 3 ページをしげしげと見ますと、ここで考えなきゃいけないのは、多分 1 つは時間軸なのです。ここはやはり政権が代わって大きな転換ができるチャンスなので、考えなきゃいけないこととして 1 つは時間軸というのがあって、どんなに生産者をふやそうとしても、恐らく今の情勢ですと、客観的に見て、人口動態全体が人口減少しているわけですから、農業の高齢化というのはそんなに簡単に止めら

れるものではないと思います。

それで、時間軸的に見て、あと 10 年たって農家の高齢化問題に一定の大転換が来た時までに何をするかという時間軸と、それからこの 20 年後というのはそれを越えた長期の話ですから、明確な時間軸を区切って考える必要があると思うのです。それからもう 1 つは、これは人口動態ですからめったなことでは変えられませんので、根性方式をもっても変えることはできませんので、この時間軸。

それから 2 番目はコストの議論です。マニフェストの中で自給率をヒステリックに支持している人たちには、コストの議論というのを提示された記憶が恐らくないと思います。それは大豆を例えば 99 % 作付面積を増やさなきゃいけないのに 60 % まで持っていくということを考えると、それは恐らく天文学的なコストがかかると思うのです。政治家の皆さんはやはりやらなきゃいけないのは、このコストをあなたは負担したいですかという問いかけを本来はやっていただかなければいけなかったのであって、その意味でいくと自給率めぐり試算という面には、必ずかかるコストの議論というのが国民の前に開示されなきゃいけないというふうに審議会の中で私は思います。

それから、3 番目の点として、これもすごく基本的なことなのですが、ミクロの積み上げはマクロではないのです。特に農業は恐らく農地とか、先ほど藤岡さんとか平田さんからもご指摘あったと思うのですが、皆違うわけですから、それで土地は動かさないわけですから、きめ細かくやればそれが恐らく一番いい面と、それから全部それを積み上げても食料自給率というマクロのところに結びつくかどうかというのはまた別の問題があると思います。なので、やはりミクロの積み上げは必ずマクロではないので、ミクロ的な産業政策、技術政策のレベルでできることと、マクロとして国が背中を押さなきゃいけないことというのはやはり分けてきちんとした議論がなされるべきかと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では松本委員。

○松本委員 農地のことについてちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

この資料でも、1 % 向上するときには増産量あるいは追加的な作付面積ということで、備考欄に、耕地利用率とかもろもろで必ずしも純粋な追加面積ということではないという但し書きになっておるのでありますけれども、佐々木政務官もこのたびの農地制度の改正については国会で大変なご尽力を賜ったと、こういうことがありまして、造詣が深いのであ

りますが、今回のこの試算で、農地面積について行く行くは多分大きい関係をするのだろうというように想定はしておるのですけれども、この段階で1%云々という観点を考える時に、日本の国内の農地面積についてはこの段階で何か想定した数字なり、そういうものを置いておられるのかどうか。現に先般発表された国の統計でも、約2万ヘクタール弱がこのたびも減っておるといふ状況でありますから、片方でそんなことがどんどん進んでおる中で、いくらやっても絵に描いた餅、まさにそういうことじゃないかというのを心配しておる。

それから併せまして、この12月に農振制度も施行されるのでしょうか。今回の国の制度改正、都道府県で農地の確保目標面積を積み上げる、こういう制度改正をされたわけです。よしんば先々の基本計画等をにらんで、各県の対応が不十分だという時には農林大臣が要請といいますか、各県知事にお話を申し上げる、こういうことも織り込んでおるわけでありましてけれども、そういう観点で、基本計画が順調に来年の3月成案を得るといふことと、これから各県が県内の農地面積を目標どおりに設定するかということ積み上げていく、こういう時に若干タイムラグがあるのではないか。そういう時に、この計画といわゆる実行上の都道府県の、あるいはイコール国であります、この基本となる農地について、面積等どのように整合性をとるのかという、そういうところに少し見えないところがあるので、この辺りをどういふふうにお考えになっているかということを感じておるといふことを申し上げたいと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、岡本委員からご発言いただいてところで一区切りさせていただきます。

○岡本委員 岡本です。

今皆さんのお話の中に、作る側と消費する側、2つのところから見たらどうかというお話がありましたが、私は完全に消費の方しか分からないので、そちらのお話をさせていただきたいと思います。

まず、私たち普通に暮らしている人間にとって何を知っているかということがあってはないかと思いました。例えば自給率が40%前後ということは、普通もう今新聞でも話題になりますのでよく知られていると思います。でも、もうちょっと詳しく見ている人ですと、平成18年度から39、40、41と上がっているから、上がり傾向だからもういいのではないかと云われる方がないわけではないというのも現状です。

また、耕作放棄地の話も、例えば中山間に住んでいる方ですと割と切実に感じている方もおありかと思えますけれども、都市部に住んでいると耕作放棄地が問題になっていることすら知らない方がまだたくさんいらっしゃいます。

ですから、このような問題を知らないという現実を認識して、普通の人にまず伝えていくことが大事じゃないかなと思いました。

それから、その対応として、私たちはそういう現実を見たときどうするのかなと思いました。もちろん、こういう現実を知って、日本の農業が危ないから私ができることは何だろう、日本のものを買おうとつながってくればいいと思います。すぐ行動に結び付くかどうかは別にしても、知らなければ結び付けようがない話ですので、知っていれば、ほんの少しであっても選択していってくれる人が増えるのではないかなと思います。

それから、この前もちょっと言わせていただいたのですが、本当に大変だということ私たち全員が、多くの人を知っていれば、例えば私たちの納めた税金が農業を守るために使われることに対して理解するのではないかな、そういう時代になってきたのではないかなと思います。現実に環境税などで、今例えば水を使う地域が、水源の上流の人のところに戻すということも、違和感ないかどうかまでは分かりませんが、認められているようになりました。農業の現実を知らなければ行動のしようもありませんし、知っていれば、税金が多少増えるのは仕方ないなと思えるところもあると思いますので、まずみんながベースになる部分、本当に大変だということを実感として知るようなことをまずお願いできたらなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それぞれのお立場から自給率に絡む大変重要な論点をご提示いただきました。かなり現場で今進んでいる問題として戸別所得補償の関係で、今大豆を団地化で進めてきたところがこれを取りやめるといふ動きも出ておりますので、そういう意味で大豆の生産が来年減ってくるかもしれないという状況も動きとしては出ているようですので、そういう現実的な話も藤岡委員からもありましたが、その辺りも含めて、かなり広範にはわたりますと思いますが、ここでとりあえず委員からのご意見をここまでとしまして、佐々木政務官、それから事務局の方からもありましたらご説明、コメントをお願いします。まず政策課長の方から。

○政策課長 今ありました中で、数字的な話とか、ちょっと私の方から先にご説明させていただきたいと思います。

今藤岡委員からもありまして、部会長からもありました戸別所得補償のモデル事業についての検討状況でございます。今単価についてとかお示しをして、予算の要求をしつつ色々な議論をさせていただいているところでございます。麦、大豆の話については、小麦、大豆の団地化して生産するというのを引き続きうまく進行していけるようにというつもりで制度を設計しているつもりでございますが、今藤岡委員からお話があったような声も聞いております。また逆に、色々な声が出てきます。単価も、あそこに書いてある単価と、それから畑作経営安定対策による支援とか、総合的に説明をして、どういうふうにするのがいいのかというのはさらに詰めていきたいというふうに考えております。

確かに今、戸別所得補償制度の制度設計に当たりましては、制度のどういうふうな影響があるかということを考えながら進めるということで、現在はモデル事業ということで進めるということで検討しております。今のような話は私たちも承知をしております、今後の議論の中で解決できることは解決していきたいというふうに思っております。

それから合瀬委員の方から話がありました、今の予算要求と自給率の数字の関係でございますが、今回のモデル事業はまだこれで予算とかは決定して整理されていけませんので、その段階でどうというのはなかなか難しいところがございますが、今水田農業で色々厳しい状況になっているものを食い止め、さらに自給率を上げる方向で当然制度設計をしているつもりでございます。それがどのような形で最終的に決まるかというのは、今調整しておりますし、また各々の今お示ししているもので生産がどういうふうになっていくかということは今併せて検討しているところでございます。

それからもう1点、松本委員の方から、農地面積の推定の話がありました。これは今この企画部会でのご議論とかを踏まえてさらに検討していくという段階のものでございます。また今の状況についての追加的なコメントがあれば担当部局からさせていただきたいというふうに思います。

とりあえず以上で、また細くすべきことがありましたら、担当とかからしたいと思いません。

○鈴木部会長 それではお願いします。農村振興局。

○農村振興局 農村振興局農村政策部長でございます。

今の政策課長の話に補足いたしまして、松本委員からお話がありました農振制度の改正の施行と基本計画との関係でございます。

農振法の改正につきましては、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するというようになっておりまして、今のところ12月15日の施行を予定しているところでございます。農振法の改正で農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針の中で確保すべき農用地面積を定めることとなっております。それから、それを踏まえて都道府県が定める農業振興地域整備基本方針の中で、その都道府県の確保すべき農用地面積を定めるということになっているのはご案内のとおりでございます。

その定める時期でございますけれども、施行の日からさらに6カ月以内ということに法律上なっております、そうしますと、12月15日の施行からさらに6カ月以内ということですので、その間にこの食料・農業・農村基本計画、3月に策定するとすれば基本計画のほうが先になるということになります。基本計画を定める際に、現行の基本計画では、その参考という形で必要な農地面積が定められているということでございますので、今回の新しい基本計画におきまして必要な農地面積ということを決める方が先になって参ります。従いまして、その作業の過程でこの農振法上の確保すべき農用地域内の農地面積の目標あるいは都道府県における目標というものと不整合が生じないような、そういうことを念頭に置いて調整を進めていくということになろうと考えております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

合瀬委員。

○合瀬委員 すみません、今の政策課長の答えに私は納得できないのですが、そもそも予算要求する時にはそれなりの単価は出しているわけですから、面積を想定して出しているわけですね。目標とする自給率がどうしても出せないのでしょうか？結果がどうなるかは別にして、概算要求で目標としているところがあるわけでしょう。それは分かりますよね。

○政策課長 合瀬委員のおっしゃるのはそのとおりなのですが、今、新しいモデル事業ということで、色々な仮定を置いて、中でも検討し、それから色々な方のご意見も聞いてこのモデル事業を今作り上げている最中ですので、その段階で、要するに例えば今の単収の話、単収の話は他の数字を使って計算することはないのかもしれないですが、実際にどの品目がどうなるということについては、色々ないくつかの想定を置きながらやっているもので、それを今足して数字を出すということは現在はしていないということでございます。

○合瀬委員　しかし、民主党の INDEX を見ると、50 %にするというふうに明言してあります。戸別所得補償をやるということも書いてある。同じ文脈で書いてあるはずですね。そうしたら、その戸別所得補償なりこれからやる政策が、自給率とリンクするというふうに考えるのが自然ですね。

○政策課長　そこはおっしゃるとおりで、INDEX の話とか、それと離れても新しい制度において食料自給率を上げていく方向で制度を設計し、またそれによって農山漁村が豊かになるようにということで制度を設計するという方向はそのとおりでございますので、自給率を上げる方向か下げる方向かと言えは上げる方向でまずあります。それで、今政策の立て方としては、こういうことで広範な戸別所得補償政策を導入するというで色々な作業をしているわけではありますが、その中で来年度においては、まずモデル的に事業をやってみようということでモデル事業というのを組んでいるということでございます。今後の議論で色々変わってくることもあるかもしれませんが、そのモデル事業を踏まえて本格導入に向かっていくという、そういう段取りの段階でございます。

そういう意味で、今の段階で将来の自給率がどうなることを目標に全部事業が組んでいるということではありません。

○合瀬委員　将来のことを聞いているわけではなくて、来年度の予算要求で 5,700 億円積んでありますね。その結果どのくらいの食料自給率の向上を目指してこの数字は出されたものですかということです。この場は自給率を話し合う場です。そうしたら、予算をそれだけ積んで戸別所得補償というのをやった結果、どういうのを目指してやっているのですということを説明してもらわないと議論できないですよ。

○政策課長　そういうご説明の仕方もあるかもしれませんが、今の戸別所得補償のモデル事業について、この 5,700 億というものを要求していて、その中身を今色々議論して、先ほど色々な意見がありましたけれども、それで今回のものがどの程度になるということをお示しすることは、申し訳ないですけどもできないということでございます。

○合瀬委員　政務官いかがでしょうか。

○鈴木部会長　それでは引き続いて政務官の方からコメントをいただきます。

○佐々木政務官　今のお話から先に入らせていただきますが、今日、戸別所得補償の参考資料も付いているというふうに思いますけれども、来年から始めようとするのは、これはあくまでもモデル事業であります。ですからここで完璧なものを示せと言われても、それ

は少し難しいところがあります。畑や何かはまだですから。でも水田の分だけ出るではないかというお話になろうかというふうに思いますが、私どもは今度のこの政策に踏み切るための一番大きな点は、自給率を全体としてどう上げていくかということでもありますから、そういった意味では先ほど最後に岡本委員さんでしたか、ご指摘をいただいた不耕作地、現に先ほどの表で見させていただきますように 461 万農地の 38.6 もあるわけですから、そういうところをできるだけ作っていただかなければならないというふうに思っています。そういった意味では、先ほどご指摘ありましたが、米粉とか飼料作物とかいう、いわゆる水田で今作られていないところはこういうところでできるだけ作っていただきたい。あるいは二毛作もむしろ積極的にやっていただきたい。そばとか、そういったものも新たに加えたというところで、数字はまだ出ておりませんが、そういったところを今まで以上には作っていただくということを前提にして組んでおりますので、今の時点で申し訳ありませんが、その数字はいずれ積み上げさせていただきたいというふうに思います。

ですから、そういったところを含めて自給率の向上というものに結びついていくという前提で組ませていただいていることは確かではありますが、今の時点でその積み上げの数字がいくらを目標にしたかというところまではまだ積み上げておりません。

それで、全体的にお話をございましたけれども、今、農業者だけではなくて消費者も含めてそうでありますが、生産者も、あるいは消費者もそうだと思うのですが、生産者がこの農政に沿っていったらどういうところに行くのかということをお示しするということがまず何よりも大切なんだと思うのです。

そのためには、私どもは戸別所得という方式に1つは収斂をさせていく。もう1つは、補助事業よりはむしろ金融対策みたいなものに収斂をさせていくということを中心にしながら、できるだけ政策をシンプルに分かりやすくして行って、そして目標を、消費者にとっても生産者にとっても分かりやすいような仕組みにまず変えていかなければならないということの第一歩が私どもはこの戸別所得補償だというふうに思っております。

来年は米だけがモデルで走るわけですから、すべてをやるということになればしばらくこれは時間のかかる話ですが、23 年から土地利用型と言われている水田と畑作については実施をしていきたいというふうに思っているところであります。

そういった意味で言うと、先ほど深川先生からもご指摘いただきましたけれども、分かりやすくという意味ではミクロだというふうに我々は思っておりますが、確かにマクロ的

なご論議をここではいただかなければいけないわけですから、それはそのようにご論議をいただく中で、私どもができるだけそれを現場に伝えやすい、分かりやすい仕組みにご提言をもとに組み立てていきたいというふうに思っております。

もう1つは、財政の話も色々出ましたが、このコストというものを誰が担うのかということだと思っております。今までは結果消費者負担ですから、上がった分はそのまま消費者のところに跳ね返っていくというスタイルです。いわゆる消費者負担型でありました。我々はその全部とは言いませんが、その一部を財政負担型に切り替えていくというところこの戸別所得補償を導入した意味が1つあるわけですから、すべてを消費者に負担転嫁をさせていくのではなくて、財政が一定程度負担をしていく、そのためには他の予算も削らなければいけませんし、色々工夫はしなければいけませんけれども、いわゆるヨーロッパなんかで取り入れられている財政負担型の一部を取り入れさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、戸別所得についていくつかお話がありました。1つは麦、大豆の問題が指摘をされました。麦、大豆、こちらの今日参考資料で付けております戸別所得の参考資料の3ページを見ていただければ分かりますが、この自給率向上では麦、大豆は3万5,000円ですけれども、今までの品目横断から変わりました所得安定対策の分がそのまま加算をされますから、結果としてそう大きな開きはないというふうになるというふうに組み立てたつもりであります。

ですから、今度の利活用向上で積まれるのは3万5,000円ですけれども、今までの所得安定対策の分がそのまま継続をされますから、来年に限ってですけれども、積まれますから、そう大きな差はないことになるのではないかとこのように思います。

地域毎の問題も指摘をされました。我々も大変悩ましいところであります。しかし、自給率を今日ご論議いただいて、自給目標を設定していくということは、そこにはある程度地域に対してこのぐらいはお願いしますということを書いていかないと、そのプロセスが途中で消えてしまうことになってしまいますから、自給目標をこちらが設定をするということは、そのプロセスにおいて地域に一定程度それにご協力をいただかないと、国として自給目標、自給率を達成するということとはできないことになってしまいますので、実は今までそのところが一番縛りが緩過ぎたがゆえに、拘束するとは言いませんが、ある程度その目標に沿って作付をしていただくという仕組みを作らなければ、これは結果、目標を掲げただけに終わっ

てしまう。それをできるだけ今回は避けたいという思いもあって、最初にご論議をいただきたいというのはそういう思いも含めて今日ご提起をさせていただいたということであり、ます。ですから、適地適作を無視するわけでも何でもありませんが、是非その点もご理解をいただきたいなというふうに思います。

もう1つは、荒蒔さんからご指摘もいただきましたが、飼料の点などをどうするかというお話であります。その中のご指摘もありました。これは私の多少個人的な思いを含めて言わせていただくと、戦後この国が失った2つの文化があって、それは米文化と油文化です。米文化と油文化をやはり我々は少しでも取り戻さなければいけないのではないかと思うのです。それは自給率の向上とセットのものであります。これをすべて外国産とそのメーカーによって仕切られていて、仕切られてというのはちょっと言葉が悪いのですが、そういう仕組みになっていて、結局、例えば栃木産の油とか群馬産の粉というのはこの国にないわけです。これをやはり取り戻さなければいけないのではないかと私は思います。

後ほどの6次化のテーマにもそういうことが含まれるのですが、特に米粉を今回かなり期待をしているわけでありますが、米粉は是非、問題点として流通・加工という話がありましたが、流通・加工を大手に委ねないという仕組みを作らなければならないのではないかと。地域で加工の技術は十分にありますから、地域での流通というものをやはり、ブランドというものを作っていくということとセットでやっていくような仕組みを、これからですが考えていきたいというふうに思っているところであります。

それから、農地の話は今ありましたので割愛をさせていただきます。

多少答えきれてないところがあるかもしれませんが、以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

藤岡委員。

○藤岡委員 せっかく政務官がいるうちにちょっと1つだけお伺いしておきたいのですが、この自給率を語る時に、WTOだとかFTAの問題、これが密接に関係してくるのだと私は思いますが、今回の資料の中にはその関係の記述というのは一切ないわけですので、選挙前にもFTAの問題は鳩山代表とかあるいは小澤幹事長もマスコミで話をしましたが、この辺の関係について政務官はどう考えているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○鈴木部会長 それではコメントいただけますでしょうか。

○佐々木政務官 現段階でリンクをして考えてはおりませんが、WTO、FTAは貿易をするときのルールですから、その時に生産刺激的になることや何かはかなり黄色の政策として規制されるというふうに思いますが、自給率を高めること自体をWTOで規制しているわけではありませんので、ただこれからの制度の組み方によっては黄色的なものが入っているのではないかということが出てくる時にはそういう論議もしっかりしていかなければいけないというふうに思いますが、ただ、あまり私見を言うてはいけないのかもしれませんが、どこの国も多少青や黄色は持っておりますので、全部緑でやらなければならないなどと言っていては政策が逆に組めなくなる危険性もあるのではないか。そこはあまりオーバーにならないように注意をしながらですが、そんな論議をこれから我々もしていきたいというふうに思います。

○鈴木部会長 すみません、簡潔にお願いします。次の議題もごございますので。

○古口委員 米の戸別所得補償制度と自給率の問題というのですけれども、私、この前も聞いたのですけれども、この米の戸別所得補償で、補償対象の米価水準、これは経営費と家族労働費で決定するということですね。そうすると、もうこの金額というのが出ているのですか。

○鈴木部会長 政務官お願いします。

○佐々木政務官 試算をする段階では、今までのものをベースにしてある程度試算させてもらいました。でも、今年の直近の生産費と今年の販売価格というのをできるだけ加味したいということですから、そういう意味で、それが出るのを待って計算をさせていただくということにしてあります。ですから、今までの部分の平均的なものを取りあえず参酌させていただいているということです。

○古口委員 そうしますと、これは毎年変わる可能性はあるのですか。

○佐々木政務官 それが先ほど言ったWTOの問題がありますので、そこは毎年変えるということになると黄色の政策になります。ですからある程度3年ぐらいの固定ということにしなければ多分WTOではかなり厳しい指摘を受けるということになりますので、その辺はこれから検討したいと思いますが、3年ぐらい固定ということを考えています。

○古口委員 この前も申し上げましたが、現場では早く決めて欲しいという気持ちがあるのです。現実的には農家ではすでに種もみ等の注文が回っているわけですから、ですからこれはやはりある程度早く決めていただく必要があるのではないのでしょうか。そういうこ

とが概算要求の基本ともなっているのかなと思うのですけれども。

○佐々木政務官 私自身も農家ですし、ついこの間まで野党で、農家の実態が分かってないとさんざん文句を言っていた立場ですので、11月末というのを目処にして、これは来年の米の作付の数量を出しますので、これが11月末というのが目処になっていますから、それに合わせて大筋決められるようにしていきたいというふうにスケジュール的には思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。色々議論は尽きませんが、それでは次の議題もございますので。

次は、6次産業化についてご議論いただきたいと思います。佐々木政務官の方から、ちょっと時間が押してしまして恐縮でございますが、まずご説明をお願いしたいと思います。

○佐々木政務官 座ったままで失礼をさせていただきます。

今ほども少し触れさせていただきましたが、私は農村に今現に住んでいる人間、もう少しすると限界集落と言われるのに近いところに住んでいます。私は農業政策を語るときに、農村政策と切り離して考えるということは基本的にやはり無理があるのだというふうに思っています。そういった意味では、農業と農村というものを一体的に考えていくという中で、この6次産業化、これをマニフェストでも提案をさせていただきました。

1つには地域資源というものをどうやって有効に活用するのか、そして地域全体でのビジネスの展開、それが雇用や所得につながっていくという、1つは地域のコミュニティーの問題としてあるのと、もう1つは、それを通して地域の活性化を作っていくという、両面あるのだろうというふうに思っております。そういった意味では雇用や所得や、その集落で安心して暮らしていけるという、この2面を是非作り上げていきたい、今回の資料にそのようなことに沿って政策の在り方を整理させていただいてございますので、先ほどご論議をいただきました食料自給率のご論議も合わせて、この国の未来の食料・農業・農村それぞれの新たな基本計画となるような活発なご論議、ご審議をお願い申し上げたいというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方からの説明も簡潔にお願いしたいと思います。

○大臣官房参事官 大臣官房参事官、大浦でございます。

それでは、資料の2「農業の6次産業化」について、簡潔に説明させていただきます。
開けていただきまして2ページでございます。

農業・農村6次産業化という言葉は広範に使われることでございますので、ここで1つの整理をしてはいかがかということございまして、先ほど政務官からもお話いただきましたけれども、左の方には農業・農村6次産業化として一体として進めるのものということを取り上げてございます。

まずは「農業生産サイドにおける取組」、それに地域において2次・3次産業を融合することによって6次産業化、また、その前提ともなります「農」を中心とする多様な連携軸の構築」というものを進めていくことによって、これらを一体的に進めていくことによって新たな付加価値を地域内で創出するとか、雇用と所得を確保するですとか、若者や子供が集落に定住するですとか、こうしたことができる地域社会を構築していくこと、これが目指すものではないかということございまして。

そのうち、農業の6次産業化として取り組まれるその施策のイメージとして、右の方に掲げてございます。生産・加工・流通（販売）を一体化する、これは産地ぐるみの取組ですとか農業者の取組ですとか、農業者が各異業種などと連携して取り組む、そういうアプローチがあると思いますが、これらによって付加価値の拡大に取り組んでいくということが最初でございます。

次に、農業自体の質的転換による生産性の向上ということで、販売価値を高めていくとか、量を増やしていくですとか、コストの縮減という取組が考えられると思います。

これらに加えまして、「多様な農業経営体・農地の確保」ですとか「環境調和型の農業生産の推進」ですとか「技術の革新的な向上」、これらの施策が一体的になって農業6次産業化のイメージでございまして、これらを合わせて農業者の所得の増大につなげていくことと考えられるのではないかということございまして。またこの先には、先ほどご議論いただきました自給率の向上にもつながっていくものというふうに考えられるわけでございます。

今回の資料では、上の2つの項目について整理してございまして、以下、3ページ以降はこの順番に資料を掲げてございます。

開けていただきまして3ページでございます。3ページの左下の方に赤いところで「維持が困難な産地が増加」するというふうにご書いてございまして、需要構造の変化に対応し

きれずに、新たな投資意欲も減退したり、あるいは栽培面積や共販率が低下したり、こうした産地がたくさん増えてきているというのが今産地で抱えている問題点でございます。従って産地のでこ入れが重要ということで、産地自らが行う戦略的な取組というのが3ページの右の方に掲げてございますけれども、各段階における様々な取組について、総合的に支援、これを強化していくことが必要であるというふうに整理してございます。

そして、その中身が4ページでございますが、まず、産地自らが生産・販売戦略を策定して実施していただく。それに対して知識が豊富なコーディネーターを核として、新技術ですとか経営、販売、こうした外部の専門家と連携した人的な支援体制を構築していく、こういうような施策を推進していきたいということでございまして、その産地が作った戦略の実施に基づきまして、生産基盤を整備するとか産地の基幹施設を整備するですとか、機械・設備を導入するですとか、それから産地間連携、地域ブランドの育成などを支援していく。そして産地自身が経営能力の向上などに資する人材を育成していくですとか、技術を導入する、それから販売企画力を強化していく、こうした取組に対してソフト面での支援をしていくということも大事だろうということで、これらを総合的に支援していくこと、これによって下に掲げてございますように、27年までに500程度の産地を作っていくとか、農業生産額を5%以上増加するとかいうことを目標にしたいということでございます。この3ページ、4ページは産地のアプローチということでございます。

開けていただきまして、5ページ、6ページは、個々の農業者による取組のアプローチということでございまして、5ページ上の方に、個々の農業者が経営の多角化等に取り組む事例を掲げてございます。ただし、経営の多角化には、下の方にありますように様々な課題を抱えてございます。経営能力の向上ですとか販路の確保ですとか、資金調達、雇用労働力の確保、設備投資、これらの課題を乗り越えるための支援が必要ということでございまして、その支援の中身が6ページに整理されてございます。

6ページの左側は「初期投資の負担の軽減等への支援」ということで、支援の対象者は農業者、それから連携相手先と一緒に取り組む場合には、その連携の相手方も含めて支援の対象にするというアプローチでございます。

その取組内容としましては、販路開拓ですとか新商品開発・ブランド化、こうした取組に対しては、その右にありますような様々な施設を導入するとか、色々なコストがかかるわけでございますけれども、その初期投資の負担を軽減することが施策の重要点であると

いうことをごさいますして、こういう施策を組んでいきたいということをごさいます。

そして、その右の方には「人材確保への支援」とありまして、農場のマネジメント能力、それから経営管理能力、マーケティング能力、商品開発能力などを有する人材が農業者になっていただかなきゃいけないということで、そのためのスクールを造るとか、あるいは連携活動を推進するノウハウを有する人材を確保する、こうした取組を支援していきたいということをごさいます。

その下は、加工・流通・販売を開拓する農業法人が新規雇用者に対してノウハウを習得させる、その研修を支援していくということをごさいます。

そして、下の方には、円滑な資金調達ですとか専門家によるその他のコンサルティング、こうしたことも一体的に取り組みまして、農業者による加工・販売の取組を全国展開していきたいということが書いてごさいます。

7ページが、今度は「消費者等のニーズに即した販売の推進」ということをごさいますして、下の図にありますように、生産者が地域の学校給食ですとか社員食堂ですとか、直売所、あるいはもちろんその利用者などと連携いたしまして、地産地消に取り組んでいく、それを支援することですとか、あるいは都市部ですと、都市部のインショップ、マルシェの開設者、運営者、それからその消費者と連携しながら、地域の農産物の販売力の強化につなげていく取組、これをこれからも推進していくことが必要だろうということで、その取組の方向としては、上の箱の2目の○、3つ目の○にありますように、直売所でしたら周年的な品揃えの充実、それからネットワーク化などの取組、それからマルシェですと運営の取り組むNPO法人、市民グループの育成などの取組を支援していくことに加えまして、さらなる施策の展開方向として、7ページの下赤いところに書いてごさいます。3つありますけれども、2つ目の○などは、「中食・外食企業における地場農産物の一層の活用」、こうしたこともこれから取り組んでいきたいということをごさいます。

8ページ目は、農業者がパートナーと連携しながら取り組む場合ということで、農商工連携の例を掲げてごさいます。現状にありますように、これまで292件の計画認定がありました。但し、この中には様々な課題があるということで、真中に整理してごさいますけれども、連携がなかなか観光とかに広がっていかないということすとか、あるいはなかなかマッチングの機会が少ない、サポート体制が不十分であるとか、あるいはリスクの高い新商品の開発になかなか進んでいけないということが課題でございますので、それらに

対応した施策の方向として、右の方に掲げてございます。観光産業、IT産業などとの連携を進めていくとか、農業者のニーズに対応できるコーディネーター、これによる専門的・総合的なサポート体制を作っていく、それでマッチングとか販路の拡大を作っていくとか、それから地域農産物を活用した事業化に必要な施設・機械の整備を推進していくとか、これらによって5年で500件の優良事例を作っていきたいということを目標にしたいと思っております。

そして9ページが、今度は「販売価値の向上、加工・業務用需要への対応」ということで、上の箱に書いてございます文章に沿ってご説明しますが、まず「販売価値の向上」については、需要を起点とした生産を促進することによって、農産物の高付加価値化に取り組むことが必要で、例えば、飼料用米を利用した特色ある畜産物生産によってブランド化を推進する、耕畜連携の例などが左下の方に書いてございます。

それから、「販売量の増大」ということで、これは加工・業務用需要への対応が不可欠ということ。このために実需者ニーズに対応した低コスト生産のための技術導入、施設整備、こうした支援をしていきたいということを整理してございます。

10 ページ目が、量の拡大の1つの手法であります「輸出の増大」ということでございまして、右肩上がりの世界ではなくなっておりますので、厳しい環境のもとでどういうことをしていくかということについては、「施策のポイント」、左側にありますように、まず国として相手国・地域に対する検疫等のルール改善をしていくということがまずあると思います。そして、重点品目なり重点地域を指定して、そこにその支援を集中するというアプローチですとか、あるいは意欲ある農林漁業者に対して支援をしていくとかいうようなことがこれから必要になってくるということでございます。具体的な施策についてはその右側に整理しておるということでございます。

11 ページが「農業資材費の縮減」ということで、ここには機械と肥料と農薬、3つについて整理してございます。

機械ですけれども、下の方にありますように、農業機械の利用効率の向上ですとか価格の抑制といったことに取り組むとともに、その効率的利用に向けた新たな取組としては、農業機械のレンタルサービスを行う事業体の育成を推進していくことなどが必要だということでございます。

肥料につきましては、土壌診断に基づく適正な施肥ですとか、効率的施肥技術の導入な

どが必要。それから農薬につきましては、適期の防除による効果的・効率的な防除の推進によって、化学農薬の使用量を抑制するとか、こうした取組が必要だということでございます。

12 ページが「消費者ニーズに応えた食品流通の効率化・合理化」ということで、左の方に掲げてございますのは、電子タグですとか通い容器の普及ですとか、情報インフラ、それから集出荷・配送の共同化ですとかコールドチェーン体制の整備、これらはこれまでも推進してきたことですし、これからもまた大事な取組ということでございます。

これらに加えて、上の箱の2つ目の○にありますように、卸売市場は、我が国の生鮮品流通の太宗を担っていて、食品流通の効率化・高度化を図る上で重要な位置付けを占めているということで、現在卸売市場の研究会を開催しまして、この卸売市場の役割と将来方向、施策の在り方について検討していただいているということでございます。それが右の方に書いてございますが、この報告は22年3月を目処に取りまとめられますので、基本計画にもこの方向性をできる限り反映していただきたいということで、また次回の企画部会でもこのことについてご議論いただきます。

13 ページは説明を省略しますが、その他にも生産性向上に向けて多様な支援策を講じていくことが大事だということでございます。

そして14 ページですが、「農業の6次産業化の目指すもの」といたしまして、これまでの企画部会のご議論におきまして、農業の6次産業化の推進によって農業者の所得を増大させていくことが重要というご指摘をいただきました。また政策の目標やゴールを明確化して国民に対する発信力を高めるべき、この指摘は前回10月21日の企画部会で何名かの委員の方からいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、今申し上げました施策、農業の6次産業化、その指標として、農業者の所得の増大目標の在り方について検討したらどうかという、これは投げかけでございますけれども、させていただいているところでございます。委員の皆様のご議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

最後の部分で所得の増大目標というものをどう考えるかという提案もあります。この点も含めましてご自由に議論いただきたいと思います。佐々木政務官は既に退席されていま

すけれども、玉沖委員どうぞ。

○玉沖委員 この6次産業化の点について、私の普段携わっているところに近いところの話を見せていただきたいと思います。

まず、2ページにも連携軸の構築を担うコーディネーターの人材のお話、4ページ目にも生産現場のコーディネーターのお話がありますが、この点について少し触れさせていただきたいと思います。

もしこれが今後新たに人材の育成確保というところに着手されるのであれば、実はもう既にお願ひしたい人材はたくさんいます。現場が一番求めておりますのは、そういった方たちにお願ひをする人件費という軍資金の支援、ここを一番現場は求めておられます。さらに、今後育成確保ということであれば、今求める人材の要件が非常に変わってきております。今までであれば、例えば地域の素材を生かした産品開発を作る場合、そういった作ることの専門家の方にお願ひをしておりましたが、今、ご自身がお店を経営している方、普段消費者からリアルに反応を浴びていらっしゃる、現場で実際に作るということに日々携わっておられる方、そういった方にお願ひをしたいという要望に変わってきております。

そしてコーディネーターについても、私もその1人なのですけれども、コーディネートや知識や情報があるだけではなくて、携わっている現場の方たちのモチベーションをどう維持しながら成果に結び付けていくか、そういったところも非常に重要であり、求められてきております。

というふうに、人件費という軍資金の支援の問題ですとか、あと求める人材要件が変わってきていること、そしてもしこれを、今はどこの省庁でも取り組んでおられますが、アドバイザーということで括って派遣をしていくということになった場合、私も実際に色々ところで登録をしていただいておりますが、非常に使いづらいものが多いのです。どうしてもこのリストの中からしか選んではならないですとか、じゃ数人のアドバイザーと一緒に1つの地域に入って下さいという時に、どうしてもそのリストの中では専門家が補いきれない場合、他の登録者以外にも起用できるとか、そういった柔軟性の高い仕組みで作っていただきたいと思います。

そして、先ほどの自給率のお話に戻すわけではないのですが、先ほどちょっと発言のタイミングを見つけられませんでしたので、この場で併せて意見を申し上げたいと思います。

50%、60%という数字について、これは他の委員の皆さんもおっしゃっておられまし

たが、国民が相当買い支えるという必要があると思います。ここについて、50%、60%を実現された際の生活イメージや達成シミュレーションについて国民と共有しておくべきだと思います。その結果必ずしも国民が賛同しないかもしれません。

そしてこの数字を掲げられているということは、これは政務官にお聞きするお話かもしれませんが、打ち手やシミュレーションのイメージや仮説があつてのことだと思います。次回でも構いませんので、その点併せてお示しいただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 貴重なコメントありがとうございます。

じゃ、引き続いて、三村委員お願いします。

○三村委員 ご説明いただいた中で、私はこの3ページ目が大変重要だと思いましたので、いくつか申し上げたいと思います。

施策の主体が何であるかということが、これから日本の農業を強化していくために重要であり、特に産地という概念が大変大事だと思います。ただ、産地という概念が、ここでは「全国で500程度の産地」という表現があるのですが、従来の、例えば単品種のものをそこで集中的に生産している、いわゆる一種の生産集積としての産地ということではなくて、ここでは戦略的な行動主体としての産地を意識していますので、産地の概念についてはもう少しきちんとした定義が必要になると思います。

そして、この下のところなのですが、「農業生産・販売における「産地の役割」」、その下に「需要構造の変化」とあるのですけれども、私の印象としましては、これは逆であつて、先ほど自給率目標のところについてもご意見がございましたように、たとえ生産量を増やしたとしても、それが確実に消費と結びつかない限りは現実的なものにはなりません。今現実には起こっている問題の1つは、明らかにそこにおける需給のミスマッチ、あるいはそこで橋渡しするところが非常に弱くなってきているということです。

単に消費者ニーズという言葉で表現されていますけれども、消費者ニーズを満たす行動主体が、例えば川中、川下にもあるわけですので、そのことを踏まえて、需要構造の変化というのがまず一番先に書かれるべきだろうと思います。

そこでまず消費者ニーズの変化に注目するならば、例えば、高齢化の中で健康志向とか低カロリー志向とか、多品種少量化というような傾向がありますので、価格志向とかいうだけではなくて、それらの要素が供給の在り方を規定していくと考えます。

それからもう1つ、これは確かに今大規模小売業の在り方が、非常に価格破壊的な傾向を強めており、それが供給体系や流通体系に過度な歪みを起こしているということは認めざるを得ないと思います。ただし、それだけではありません。それはいわゆる業態が非常に多様化しているということです。つまり価格破壊型の業態もありますが、コンビニエンスストアにしても中食にしても外食にしても、今消費者との接点における業態が非常に多様化している。それに対してきちんと適合していかなければいけないということです。ここにもう1つ、例えば業態の多様化ということが入ると、もう少し分析が精緻になると感じます。

そのことを踏まえて、いわゆる産地の役割が変わるべきだとここで提起されたら、論点が明確になると思います。

ただここで、もう少し議論が必要と思うことは、単品大量生産型の産地なのか、多品種少量の生産体制を特徴とした産地、あるいはプレミアム商品を作っている産地なのかの違いがあるということであります。産地が「大ロットで安定した品質」という言葉だけでは捉えられなくなる可能性もあると思います。

そうしますとブランドの問題になるのですが、「価格交渉力の強化」という言葉でありますけれども、ブランドで一番重要なことは、最終的にそれが顔の見える姿になること、あるいは市場開拓とか独自化の手段になることですので、価格交渉ということだけに焦点があると、少し議論の幅が狭くなるかなという感じがいたします。

それから、3点目として、共同で行うことによるコストの縮減、これは大変大事だと思いますので、単に集荷・調製ということだけではなくて、もっといわゆる生産プロセス、あるいは販売プロセス全体を通したいいわゆる共通コストの縮減というところについて産地の役割があるという指摘があっていると思います。

それで、もう一言だけ申し上げたいと思うのですが、「生産・販売戦略」という言葉がございます。確かに生産・販売戦略ということなのですが、その中に例えばいわゆる売れる商品の開発であるとか消費者ニーズ、取引先ニーズに合わせた荷姿とか、色々な言葉が出て参ります。あるいは販売先の拡大につきましても、恐らくパイロットショップであるとか、あるいは色々な形の共同、連携であるとかいう話が出てくるということですので、実はこれはマーケティング活動です。もちろんマーケティングという言葉を使っても使わなくても構わないのですが、このいわゆる全体のプロセスが連関していくところに強さが出てくる。そういった活動を担える産地をどう育てていくか、あるいはその産地といわゆる

る川中、川下とがどう連携していくか、それから先ほどお話がありましたように、そこにいわゆる専門人材がどう関与していくかということが効いてくると思いますので、特にこの3ページ目が大変重要と感じました。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうも貴重なご指摘、ありがとうございます。

平田委員お願いします。

○平田委員 先ほども言ったのですけれども、少子高齢化というのが非常に進んでいまして、以前もちょっとお話したことがあるのですが、私どもの集落は200人余りの集落ですが、あと20年後には50人以下になるというシミュレーションが出ております。ただ年に一組の若い夫婦が入ったならば120人程度の減少にとどまるだろうということがございます。毎年今、廃校がふえ、旧町村で小中学校が各1校という、毎年5～6校が廃校になっているという状況です。学校も100人以下の学校が多くて、それも年10人ぐらいつ子供が減少してきているといったような大変な状況になっております。

それで、先般知事選があったのですが、私どもの方には候補者が1人も訪れることがなかったということでございまして、農林業というのは国がやはり主体を持ってリードしていかないと、地方自治体で維持するというのは非常に難しい状況であるというように私は思っております。

それで、私ども今観光農業ということで、30人程度雇用して、年間20万人の来園者、それから外国人の方が大体3,500人くらい年間来ていただいております。もう1つはドライフルーツの会社を設立しておりますし、今全国販売しておりますし、加工原料としてメーカーの方にお菓子とか、料飲店、そういったところに供給をいたしております。

そういった中で、国に要望したいことは、今まで国の農政が生産中心の農政であったというように思うのです。経営を中心とした経営的な理念を入れた再生産可能な農業というところに視点を置いていかないと、若い人はまず農村に帰ってくるというか、地域に、地方に住むということは非常に難しいのではないかなというように思います。

2点目として、農村には私から見ると無限の資源があるように思います。荒れ放題の山林がありますが、そういったもののバイオマスとか、CO₂の排出権だとか、グリーンツーリズムだとか、農産物の加工だとか、産直市だとか、都市へのアンテナショップ、もろもろ、いくらでもやろうと思えば産業はございます。

しかしながら、実際にそれをやる人材がいないわけです。私どもの会社も、皆働いているのは都市から来た若い子供たちばかりであります。先ほど玉沖さんがいくらでも人材はいるよという、心強いことを言っていたので、大変期待しておりますけれども、そういうことで、まず人材がいないというのが一番の問題だと思います。

人材育成なんと言っている、もうとても間に合いませんので、有能な人材を農村に入れて、新しい産業を構築していくという、そういった面の展開というのが求められていると思います。

私の友達で、土建業者なのですが、キムチの生産を始めまして、もう半年間で全国のコンビニだとか量販店で販売するようにしたというすごい女性がありますが、そういった、やろうと思えばそういうことが実際に展開できるということです。

それで、それを推進するに当たっては、4ページの左側に生産・販売戦略の策定、それから人的支援というのが出てございますが、そういったことももちろん必要ですけども、今やそういったことを啓蒙している時期ではなくて、既に実践してそれを形にしていくという、1つの産業として形作っていくということが求められているように思います。講演会だとかああいうのが結構多いのですけれども、そうではなくて、現場で実際に形として産業を興していくという段階に入っていないと間に合わないのではなからうかなというように思っております。

それともう1点、国の支援は色々あるのですけれども、やはり国が決めたものに対して、これを使える者は手を挙げろ、この指とまれという感じの政策が多いのですが、そうではなくて、地元が1つの企業を作るとして、そのためにどういうものが必要なのかという形、今JALの再生ということで色々な機構ができていますが、ああいったような、1つの企業を作るためにどういうシステムにしていけばこの会社が成り立つかという視点からの支援ということでないと、国が示したものに対して何かということでは、利益を出すという面から見ると非常に難しいのです。我々で見ますと、いわゆる乾燥機が要るのかもしれない、充填機が要るのかもしれない、工場が要るのかもしれない、色々なものがあるのですが、そういったものへの、痒いところへ手が届くといえますか、そういったような施策が今求められているというように思います。

それから、先ほど佐々木政務官もおっしゃっていましたが、地域というのは生産と、それから地域集落を担うコミュニティーを維持する、両面の人が必要なのです。ですから、

そういったコミュニティーを維持するような形での地域の人材をどう作っていくのか、そういったことも併せてやっていかないと、地域そのものは疲弊してなくなってしまうということになると思います。

それと、都市というのは当然のことながらヒンターランドがあって成り立っているわけです。例えば血で言うならば、都市へ酸素を送り、不要な老廃物を農村部へ回収するという機能を果たしていると思うのですが、そういった形の中で、都市は農村に何を返していくのかということの当然考えていく必要があるなというように思います。

それで、もう1つ最後ですが、今農水省はもちろんですけども、経済産業省、国土交通省、総務省、文部科学省と、地域支援に非常に力を入れていただいております。そういった中で、我々から見れば、色々な省庁が一体的に農村の地域活性化に関わっていただくようなシステムを作っていくっていただかないと、地方としてはなかなかよくなっていかないのではないかなというように思っております。

以上です。

○鈴木部会長 様々な視点、ありがとうございます。

茂木委員お願いします。その後、藤岡委員お願いします。

○茂木委員 私ども、生産現場の最大の課題は農業所得の増大である、こんなふうにと申し上げてきました。これまでも農業生産額と農業所得の増大目標は、国が取り組むべき政策目標として基本計画に盛り込んでいただきたいと、これも再三申し上げてきたところでございます。

今回、企画部会におきまして農業の6次産業化が目指すものとして、農業生産額の増大目標を取り上げ、農業者の所得の増大目標の在り方について検討すべきとした、これは大変私どもは評価をいたしております。

具体的な目標の設定に当たりましては、もう既に15年間で農業所得が半減をいたしております。農業・農村が元気を出すためには、何といたしましても意欲的な目標設定が是非とも必要だと、こんなふうに思っております。また、目標の達成に向けましたプロセスと具体策、これについて早急に示すことが大変必要だと、こんなふうに思っております。

農業の6次産業化は、農業所得の増大のため、これは必要であります。ここで挙げられている6次産業化の取組につきましては、既にもう実施しているJAは多くあるわけでございますし、さらにこれも推進が必要かなと、こんなふうに思っております。

これは私の地元の事例で恐縮でございますが、私ども長野県のJA佐久浅間のレタスに例をとりますと、共同販売による産地化、そしてまたブランド化に加えまして、業務用対応といたしまして東日本のいわゆる大手のハンバーガーが使用するレタスの半分を供給いたしております。また裾物需要といたしましては、酢でありますとか酒などのいわゆるレタス酢、レタス酒、焼酎ですね、こんなものの商品開発も行い、販売を行っております。そしてこれは、野菜等におきましては価格が安定をしないということでもありますので、リスクヘッジにもなるわけでございまして、1日4,000ケースつぶしておりますから、安い時は、価格設定がされておりますので、大変こういうところにも寄与しておるという状況にございます。6次産業化を進めるにあたりましては、産地としての取組を基本にしまして、生産現場の実態に即した多様な取組が必要であろう、こういうふうに思います。

併せて、企画部会といたしましては、さらなる新しい機軸を打ち出すことがこれまた必要ではないのかなと、こんなふうに思っております。企画部会の委員の皆さんにも、是非とも、1時間で私の地元へは東京駅から行かれますので、現場を一見していただければありがたいなど、こんなふうにも思っております。

なお、最後に、これは1点だけ質問でございますが、資料には生産額増大目標について、平成27年までに5%以上増加とあるわけでございますが、5%以上の根拠は何なのか、また全体の目標との関係はどうなっているのか、このところをちょっとご質問しつつ、最後に結構でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは藤岡委員先に。

○藤岡委員 私は茂木会長さんに質問しようかなと思っていましたら、先に色々今説明がありましたので、それはちょっと省略しますけれども、確かに6次産業化ということで資料もカラー刷りできれいにできていますし、非常に私は理想的だと思います。

しかし現実には、この6次産業化というのは、前からやられていたのでしょうかけれども、10年、20年遅かったなという感じがします。もう既にこれに乗っていけない農村が多いわけです。先ほど平田さんからもありましたが、もう少子高齢化で、そろそろ限界集落で、人もいない、6次産業化どころか1次産業も無理だというのが相当数あります。従って、これは非常に立派な資料ですが、実際可能性として考えた時には、私は非常に難しいと思

います。個人の農家ではこれは到底無理です。従って、それ相当の大規模な法人経営なり、あるいは地元の農協さん辺りが、それ相当の力を入れてやらないと、私は、これは非常に難しいと思います。

そういう意味で、私は冒頭に申し上げたように茂木会長さんに質問したいなと思ったのは、私は、これは農水省の政策というよりは、最初に見たときに、JAグループが、農協がやる仕事じゃないかと思ったのです。従って、そのところをちょっと茂木会長さんに、農協としてこの6次産業、先ほどのご意見の中にありましたけれども、まさにこれは農協の仕事として一番先にやらなきゃいけないのはこれじゃないかと思うのですが、その辺のところをちょっと。

○鈴木部会長　じゃ、先に今の点、よろしいでしょうか。

○茂木委員　今そんなご質問ございましたが、まさにそのとおりだと。しかも、6次産業という言葉自体は新しいのですが、中身はもう古いと。私どもこのレタスのあれにつきましても十数年前から取り組んでおり、今現在もやっておるわけですが、もう十数年前からこれは取り組んでおる、こういう状況でございますから、まあ7次産業という言葉があるのかどうか知りませんが、もっと目新しいことにこれから取り組んでいくことが必要だと。

しかも、確かにおっしゃるとおり大産地でありませんとこれはなかなか取り組めません。1日4,000ケースつぶすということになりますと大変な量が必要であるわけで、私どもの地域におきましては野菜で約120億年間売りますので、レタスもそれなりに量は持っております。

ただ、一番困っておりますのは、半年間は、私どものところは寒冷地でございますから生産ができないわけで、これは九州の産地と提供しまして、夏場は私どもがあげる、冬場は向こうからいただくという、こういう方式をとりながら、このカットレタスはやっておるという、こんな状況でございます。

それから、台所からいわゆるまな板、包丁がなくなるという話が前々から言われておりますので、スライスのキャベツであります、ごぼうとかも若干はやっておりますが、まだまだそこまでは、量を生産するまでにはまだちょっと先の話かなと。だけどその様替えも今いたしております。

そんなことでよろしゅうございますか。

○鈴木部会長　ありがとうございます。

それじゃ、すみません荒蒔委員先に。

○荒蒔委員 すみません、時間があまりないようですけれども、今日の議題の中で、まず、自給率がありまして、2番目に6次産業化がある。この2つの課題について、特に自給率の問題というのは、行政ベースというか、国家ベースでちゃんと取り組んでいくテーマだと思うのです。6次産業化ということについては、今数名の方のご意見もありましたけれども、今日出された書類の中で、要するに総合的に支援をしていくという表現がずっと出てくるのですが、6次産業化については、やる気のあるところのインセンティブにどうやって火をつけるか、あるいはちゃんとプロモートするかということに徹底するというやり方でいいのではないかと。国家政策としてこれにどんどん注ぎ込むということじゃなくて、もちろん税制面とか融資の面での優遇政策とか、給付型なのか貸与型なのか、色々お金の付け方もあると思うのです。茂木さんがおっしゃっているようにもう既に10年前からやっていてうまくいっているところもあるわけですから、それぞれにどんどん発信をしてもらおう。それに対する広報活動みたいなものは農水省として支えていくということが必要なんじゃないか。

やる気のあるところにどんどんインセンティブがつくように、農林水産省として、新しい側面を堂々とうたっていったらいいのではないかとこのように思っております。

コーディネーターを養成するとか、そういうことも大事ですけれども、そういうディテールの議論じゃなくて、基本的にはもう民ないしはJAさんも含めて、やる気のあるところに任せて、成功例をどんどんみんな認めて、全国に情報を発信して、やる気のある人たちがそれに加わってくるということをやるべきなのじゃないか。基本的な考えとしてそう思います。

ですから、細かい、コーディネーターを養成するとか、そういうことも大事ですけれども、そういうディテールの議論じゃなくて、基本的にはもう民ないしはJAさんも含めて、やる気のあるところに任せて、成功例をどんどんみんな、大したものだというふうにして、全国にそういう情報を発信して、やる気のある人たちがそれに加わってくる、フォローしてくるということをやるべきなのじゃないか。基本的な考えとしてそう思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

じゃ、松本委員先にお願いします。ちょっと時間が押していますので、すみません。

○松本委員 各委員それぞれおっしゃっておられるので、そんなに大きく変わったことを

言うわけじゃないのですけれども、この6次産業で思い出すのですが、いつ頃でしたか、当時ハウジンキョクのサカモトさん、山口の方が6次産業というのを言っておられたのです。あの当時も色々みんな関心を持って、足し算か掛け算かと、こんな話までしておいた時代があったのですけれども、今改めてこういうことで、感慨無量なのですが、その時に、先ほど産地という話がありましたけれども、個別経営体から見た、個別経営としての6次産業化、そういうジャンルと、あるいは地域なり産地といいますか、そういうところでの6次産業化という、仕分けした処方箋を考える必要があるんじゃないかという印象が1つ。

それから、色々経営者の方から聞きますと、特に先進的にやっておられる方々の初期苦勞とといいますか、当初の苦勞からいきますと、やはり初期投資なのですね。ここのところをどのように補強してもらおうかというところに大変苦勞したというお話をよく聞くのです。この資料の中にもありますけれども、先ほど政務官が、柱として金融に政策をシフトしたいということもおっしゃっておいりましたけれども、金融の場合、先ほど荒蒔委員がおっしゃいましたけれども、給付か貸与かと。まさに融資とするとするのですが、融資だけじゃなくて、例えばファンド投資とといいますか、資本増強みたいな、そういう給付的な資金付与とといいますか、そういう世界もこの6次産業化の初期投資の時に、思い切って国としては手を突っ込んでもいいのではないかという感じがします。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

古口委員お願いします。

○古口委員 皆さんから出たこともあるのですが、これは1×2×3ですから、最初の1が0になってしまえば全て0になってしまうので、ここだけは押さえておかなきゃならないと思うのです。

それからもう1つ、私は行政の長としてお願いがあるのですけれども、これはここで誰に言ってもいいか分からないのですけれども、行政がやることは絶対に間違っちゃいけない、失敗しちゃいけないという国民目線があるような気がしてならないのです。売れる商品の開発、だれも売れる商品を作りたい。でも、やはり作っても売れないこともあるのです。加工場を作りました。でもうまく回らない時があるのです。

ですから、これはでき上がるまでの支援策が書いてありますけれども、もう1つお願いしたいことは、これは、1つは多分経済対策にもなるのだと思うのです。経済対策というの

は全部が全部成功するわけじゃなくて、10 個弾を撃って2 個ぐらい当たれば、それが経済対策になる。あとの8 個は無駄弾でも、これは撃っていかなきゃならない。先が見えなくても、何かを撃っていかなきゃならないということだと思っただけです。その一環であるとするれば、1 つは失敗することもある、じゃその時に一体行政としてどんな手助けができるのか。あるいはひょっとしたら3 年で思い切ってこれはもうやめた方がいいと。補助金をいただいたので、だらだらと何年までやらなきゃだめよとか、建物の償還期限があるから、それは最後までやらなきゃいけないとかじゃなくて、見極めということもすることがあるのです。

ですから、この立ち上がった後のこと、この後もやはり考えていっていただく、我々も考えなきゃなりませんけれども、考えていっていただければと思っています。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

今の点も重要なポイントかと思いますが、それぞれの立場から本当に色々な、施策の整理の仕方を含めて大変重要なポイントをこの6 次産業化の問題についてもいただきました。

時間が押していますので、先ほど質問としてあった数字に関する説明のところ、生産局さんの方からお願いできますでしょうか。

○生産局 生産局審議官でございます。産地機能につきまして色々なご提言をいただきましてありがとうございます。

ご質問いただきました、4 ページの下にある、27 年度までに事業実施地区の農業粗生産額を5 %以上増加させるという目標の考え方をお答えいたします。

近年の流れからいいますと27 年度には25 %ぐらい農業粗生産額が減ると見込まれます。こうした中におきまして、この事業を実施する地区におきましては、目安的なものでございますけれども、下降線から少なくとも3 割ぐらいは頑張っただけで逆に伸ばしていきたいということで、25 %マイナス、プラス30 %で現状に比べて5 %以上生産額を伸ばすことを事業目標にしたいということでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、時間が押しておりますので、というか既に予定の時間になっておりますが、もう1 つ議題が残っておりますので、次、若干時間をいただいて進めたいと思います。

それでは、白書についての事務局の方からの説明をお願いします。

○情報評価課長 情報評価課長の櫻庭でございます。資料3に基づきまして、白書関係のご説明をさせていただきたいと思っております。

動向編と施策編と2つに分かれておりますけれども、動向編としては、とにかく分かりやすい記述に徹したいと思っております。別紙の方に「農業関連の主要指標の推移」というのがございます。細かくはご説明しませんが、ほとんどの農業関係指標が右肩下がりになっております。こういった農業関連の主な動向を振り返りながら、農業・農村再生の必要性などを明らかにしていきたいと思っております。具体的には、食料の安定供給あるいは農業の持続的発展、農村の振興という、これまでの食料・農業・農村の枠組みを継承しつつ、技術革新とか地球環境問題、そういった横断的なものも記述していきたいと思っております。

2枚目に行きまして、施策編でございますけれども、これは、本日もご議論いただいております来年3月を目途に取りまとめられる予定の新たな食料・農業・農村基本計画に沿った構成といたしたいと思っております。

今後の予定でございますけれども、年明けの1～2月頃のこの企画部会で動向編の骨子なり施策編の構成案をご審議いただき、3～4月頃に本文の案についてご審議いただければありがたいと思っております。その上で5月頃に閣議決定し、国会に提出させていただきたいと思っております。

参考までに、お手元に「ジュニア農林水産白書」というのがございます。これも取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

このような基本的な考え方、あるいは日程でよろしいでしょうか。もし質問とかコメントがございましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、白書につきましてはこのような日程で、さらに具体的なことについては今後またご議論させていただきたいと思っております。

それでは予定の時間が参りましたが、今日も本当に様々な論点、貴重なご議論がおかげさまでできました。これを踏まえてさらに整理していきたいと思っておりますが、自給率につきましては色々と予算との関係とか、コストの問題、それからプロセス、そういうものを含

めて、裏付けの部分を数字でしっかりと出して、国民にも理解を求めるような形で提示していくという形で積み上げて目標ができていくという、これは全体の方針としてもそういうことで、政務官なり事務方からも説明があったとおりでございますので、皆さんからのご意見をいただいた方向で進めていく今途中であると思います。ですから、今後具体的なところをできる限りまた次回以降にお示しいただける点は順次お示しいただくということで、今回皆様の意見で今の段階で回答できなかった分については、さらに今後順次回答いただくような形で、今回だけで終わらないで、次回以降にしっかりとつなげていくということ考えてしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局の方から連絡事項がございましたらお願いします。

○大臣官房参事官 次回の企画部会は、食の安全と消費者の信頼の確保、食品産業の機能強化、技術・環境施策についてご議論いただきたいと考えております。

日程につきましては 11 月下旬の開催を予定しております。また後日文書にて委員の皆様にご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木部会長 それでは本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午前 11 時 36 分 閉会